

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	角田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kakuda.miyagi.jp/soumu/page00123.shtml">http://www.city.kakuda.miyagi.jp/soumu/page00123.shtml</a>

執行機関名 角田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	角田市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第18号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		角田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 1の項 角田市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第18号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	角田市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、 <u>適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		角田市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	角田市子ども医療費の助成に関する条例 第5条第1項、第3項
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	角田市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の子どもの医療費の受給資格の登録の申請(同条第3項の更新の登録の申請を含む。以下この号及び第22条第1号において同じ。)の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	角田市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る子ども、当該子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	角田市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る子ども、当該子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	角田市子ども医療費の助成に関する条例 第7条第2項
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	角田市子ども医療費の助成に関する条例第7条第2項の子どもの医療費の受給資格の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	角田市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る子ども、当該子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	角田市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る子ども、当該子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

○角田市子ども医療費の助成に関する条例

平成16年9月27日条例第18号

住民票関係情報
市町村民税関係情報

**改正**

平成16年12月20日条例第23号

平成17年6月27日条例第12号

平成20年9月30日条例第29号

平成21年6月19日条例第15号

平成23年3月25日条例第3号

平成24年6月18日条例第14号

平成26年6月24日条例第11号

平成26年9月26日条例第19号

角田市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

(2) 保護者 次に掲げる者をいう。

ア 子どもの父又は母で、その子どもを現に監護しているもの

イ 子どもの父又は母以外の者で、その子どもと同居してこれを監護し、かつ、生計を維持するもの

(助成対象者)

**第3条** この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成の対象として登録をしていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定による支援給付を含む。）を受ける者
- (2) 保護者の前年の所得（1月から9月までに療養の給付を受けた子どもの保護者にあつては前々年の所得）の額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者

（助成）

**第4条** 市は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金（法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付がある場合はその額を控除したものをいう。以下同じ。）について当該助成対象者の保護者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めたときは、医療費の助成を行うことができるものとする。

（受給資格の登録）

**第5条** 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ規則で定める登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 前項に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。
- 3 受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、市長が受給資格の登録事項に変更がないと認めたときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。
- 4 市長は、第1項又は第3項の規定による登録申請書又は更新登録申請書を受理したときは、内容を審査のうえその結果を保護者に通知するものとする。

（所得額の確認）

**第6条** 市長は、前条に定める登録申請（更新申請を含む。）の審査に際し、第3条第2項第2号に定める所得の額及び第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象

者に係る医療保険上における被保険者又は被扶養者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳その他公簿等により確認することができるものとする。

(受給者証の交付等)

**第7条** 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により受給資格を登録した保護者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、受給資格の登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 受給者は、転出等の理由により受給資格を喪失したときは、規則で定める返納届を速やかに市長に提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(受給者証の提示)

**第8条** 受給者は、医療機関等において療養の給付を受け、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

**第9条** 医療費の助成は、市が当該助成対象者の医療費に係る一部負担金を医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定による支払がされたときは、受給者に対し、助成を行ったものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等において一部負担金を支払った場合で、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める助成申請書に一部負担金の領収書を添えて市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

4 前項の規定は、助成対象者の保護者が当該療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

(医療機関等への支払手続き)

**第9条の2** 市は医療機関等に対する支払事務等の処理を宮城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託するものとする。

2 市は、国保連合会から委託に係る費用（医療費の助成額及び審査事務手数料をいう。）の請求があったときは、所定の期日までに国保連合会に対して当該費用の額を支払うものとする。

(助成の決定及び交付)

**第10条** 市長は、第9条第3項の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る助成額を決定し、規則で定める助成決定通知書により当該受給者に通知し、助

成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

**第11条** 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

**第12条** 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、当該助成対象者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

**第13条** 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行し、同日以後の療養の給付に係る医療費から適用する。  
(角田市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例の廃止)
- 2 角田市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年角田市条例第29号）は、廃止する。  
(受給資格の登録等の特例)
- 3 この条例の規定により乳幼児医療費の助成の対象となる者に係る第5条から第7条までの規定に関する事務については、この条例の公布の日から行うことができるものとする。  
(廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例施行の際現に廃止前の角田市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例の規定によりなされた医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成16年12月20日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(助成の適用)
- 2 この条例による改正後の角田市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養の給付に係る医療費から適用し、施行日前の療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の角田市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなし、受給者証を交付する。ただし、受給者証の交付については、3歳未満児の保護者を除くものとし、旧条例の規定により3歳未満児の保護者に交付された受給者証は当該受給者証の有効期間の満了する日までの間は、新条例の規定により交付された受給者証とみなす。

（受給資格の登録等に関する規定の施行前の準備）

- 4 市長は、新条例の規定により新たに乳幼児医療費の助成の対象となる者に係る医療費の助成に関し、必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（角田市国民健康保険条例の一部改正）

- 5 角田市国民健康保険条例（昭和34年角田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（角田市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 改正後の角田市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後の療養の給付を受ける被保険者について適用し、施行日前の療養の給付を受ける被保険者については、なお従前の例による。

（角田市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 7 角田市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 8 角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成17年6月27日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行し、同日以後の療養の給付に係る医療費から適用する。

（角田市国民健康保険条例の一部改正）



- 2 角田市国民健康保険条例（昭和34年角田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成20年9月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年6月19日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月25日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の角田市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養の給付に係る医療費から適用し、施行日前の療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 市長は、新条例の規定により新たに子ども医療費の助成の対象となる者に係る医療費の助成に関し、必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（角田市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 4 角田市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 5 角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成24年6月18日条例第14号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成26年6月24日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例による改正後の角田市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに対象となる医療費の助成に関し、必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後の療養の給付に係る医療費から適用し、施行日前の療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年9月26日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。